

## 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の 拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

現在、OECDに加盟する34か国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって、政府においては、対象者の選定については厳格に行うなど納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

- 一、学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度をめどに給付型奨学金を創設すること。
- 一、希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 一、低所得世帯については、進学を断念する不公平な社会状況を解消するため学力基準を撤廃し、無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 一、返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、低所得者に配慮した上で制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

## 「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人一人の活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待った無しの課題である。現在この非正規雇用労働者の賃金やキャリア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者（パートタイム労働者）の時間当たりの賃金は正社員の6割程度と、正規と非正規の間で大きな開きがあるのが現状である。

政府においては、日本の雇用制度に既にビルトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために下記の事項について躊躇なく取り組むことを求める。

### 記

- 一、不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。
- 一、非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて労働基準法、労働者派遣法、パート労働法、男女雇用機会均等法等の関連法案の改正等を進めること。
- 一、とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするための様々な支援の在り方についても十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣

## 無年金者対策の推進を求める意見書

2007年調査における、無年金見込者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間は、アメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

よって、政府においては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

一、無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行い、現受給者の受給額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

## 児童扶養手当の支払い回数増を求める意見書

ひとり親家庭に支払われる児童扶養手当は、年3回、4か月分まとめて支給されているために、収入の増減のむらが低所得者の生活設計を困難にしている。

離婚届を出したひとり親家庭に手当が支払われるのが、一番遅くて4か月後になっている実態がある。

「生活の安定に寄与」という児童扶養手当法の制度趣旨を反映するためにも、ひとり親家庭の家計の安定を図る観点から、支払い回数を増やすこと、隔月支給にすることを検討することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣

## 透析患者の医療と暮らしの整備を求める意見書

大阪府内の透析患者は、2014年12月31日現在で22,774人を数える。患者全体の平均年齢は67.54歳、2014年に透析導入した患者に限ると68.74歳であり、その高齢化が顕著となっている。透析導入に至る原疾患は糖尿病性腎症が全体の43.5%で、慢性糸球体腎炎の2割を大きく上回っている。透析導入者の増加を防ぐためにCKD（慢性腎臓病）の予防啓発事業の推進が必要である。

一方、医療技術の進歩により透析年数が10年を超える患者も全体の27.8%を占めるようになった。こうした長期透析者や高齢者の増加、糖尿病性腎症を原疾患とする患者の増加により、合併症や重複障害に苦しむ患者も数多くいる。通院に介護が必要な透析患者も激増し、誰かの手を借りないと日常生活ができない患者も増えている。また、透析患者はウィルスや細菌などに対する抵抗力が弱く、感染症弱者とも言われている。感染症を併発すると重症化しやすい傾向にある。透析患者は週3回以上の通院治療を一生涯続けなければならない。通院にも費用が掛かり患者の家計を圧迫している。透析患者の医療と暮らしを守るために、以下の項目を要望する。

### 記

- 一、障がい者医療費助成事業について現行の制度を継続すること。
- 一、通院支援が必要な透析患者について行政において施策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

寝屋川市議会

(提出先) 大阪府知事

## 35 人学級の拡充を求める意見書

全国的に広がる少人数学級の実施において、子どもたちの健やかな成長と確かな学力の向上や出席、不登校の改善例など多くの効果が認められている。

全国の都道府県レベルでは、山形県を始め、3 県が小中学校の全学年で少人数学級を実施している。また、中学 1 年生の少人数学級の実施では、30 県に当たる 65% が実施している。

また、本市を始め、市町村独自で 35 人学級など少人数学級を実施する自治体が数多くある。

国の制度として、現行小学 1 年生までを対象としている 35 人学級を、早急に対象学年を拡大することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 23 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣